

神戸市議会で、憲法改悪の「緊急事態条項」推進の動き！（竹の台 島田）

3月25日に神戸市議会で「緊急事態に関する国会審議を求める意見書」（#神戸市議会・意見書）が、自民党、公明党、こうべ未来（立憲民主・国民民主）の賛成で採択され、同日付けで、関係省庁あてに提出されました。「意見書」は地方自治法99条により「議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件について意見書を、国会、関係行政庁に提出することができます。意見書の内容は、当該団体の事務に属するものに限りません。また、関係行政庁とは、意見書の内容について関係のある行政機関の意味です。（神戸市議会HP）」

この意見書は大規模災害や感染症流行などを理由に、「緊急事態に対応できるよう関係法令の在り方」について国民的議論の促進・喚起を国に求めるものです。

市議会で、共産党がこの意見書の「関係法令」に「憲法が含まれているのか」との質問に、公明党は「意見書には『地方自治法改正』とも『憲法』とも書いてない。心配はない」、こうべ未来は「権力悪用の可能性はあると思うが、それは国会で議論することだ」と無責任な回答をしています。一方、維新は意見書に「憲法に緊急事態条項の明文化」の挿入を主張して反対しましたが、一層の改憲・戦争国家づくりを後押しています。

自民党の改憲案は「緊急事態条項を憲法に挿入する」ことであり、特に、コロナ事態を契機にこの論議を加速させています。緊急事態条項は、国民の人権を制限し、内閣に強力な権限を集中させるものです。そもそも、自然災害や感染症などの緊急事態への対応は、これまでどおり、災害基本法や感染症特別措置法などによって、十分対応できるものです。

自民党の「緊急事態条項の挿入」論議を加速させるために、全国の地方議会では、同様な趣旨の意見書が採択されています。内容は「憲法改正」の表現であったり、神戸市議会のように「関係法令」とぼかしています。

こうした動きに呼応するように、4月11日の衆院憲法審査会で、自民党は「緊急事態条項を挿入した憲法改正の条文案の起草委員会の設立」を主張しています。これに対し、公明党は「たたき台を作成し、議論を深めていくべきだ」と同調。日本維新の会と国民民主党も賛成の立場。立憲民主党は難色を示し、共産党は反対しました。

このように憲法改悪の中央政治の動きは、地方議会での動きと連動しているのです。

西神NT9条の会は日本国憲法の平和主義、基本的人権、国民主権の精神を私たちの暮らしに生かそうと、様々な課題を取り上げて活動しています。今回の神戸市会における「緊急事態に関する国会審議を求める意見書」の採択が、憲法改悪への動きを加速させているのです。私たちも国政の動きだけでなく、足元の県会、市会での各党の態度にも注意を払うとともに、地方議会への運動も強めていく必要があります。



平和な街に戦争はいらない